

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）の快適な職場環境の形成を促進し、教職員の安全及び健康を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 教職員 八王子市立学校に勤務する都費負担の職員をいう。
- (2) 法 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をいう。
- (3) 省令 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）をいう。

(教育委員会及び校長の責務)

第3条 八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び学校の校長（以下「校長」という。）は、法その他の法令及びこの要綱に定める事項を適切に実施するとともに、快適な職場環境の実現及び労働条件の改善を通じて、職場における教職員の安全及び健康を確保するよう努めなければならない。

2 校長は、教職員の衛生に関し、必要に応じて衛生管理者及び衛生推進者とともに適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、教育委員会、校長その他安全衛生の業務に携わる者が講ずる快適な職場環境の実現並びに教職員の安全及び健康を確保するための措置に協力しなければならない。

(衛生管理者の設置)

第5条 法第12条第1項の規定により、常時50人以上の教職員を使用する学校（以下、「該当校」という。）に衛生管理者を置き、省令第10条に規定する職員又は省令第62条の規定により衛生管理者の免許を受けた職員のうちから校長が任命する。

(衛生管理者の職務)

第6条 衛生管理者は、その所属する該当校において、次に掲げる事項のうち衛生に係る技術的事項の業務を行う。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- (2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

2 衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者の権限)

第7条 衛生管理者、前条に規定する業務を行うために必要な措置を講じることができる。

(衛生推進者の設置)

第8条 法第12条の2の規定に基づき、学校に衛生推進者を置き、必要な能力を有すると認められる教職員のうちから校長が選任した者をもって充てる。

2 校長は、前項の規定により選任した衛生推進者の氏名を職員室の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知させなければならない。

(衛生推進者の職務)

第9条 衛生推進者は、その所属する学校において、次のうち衛生に係る業務を行う。

- (1) 施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- (2) 作業環境及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
- (3) 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
- (4) 安全衛生教育に関する事。
- (5) 異常な事態における応急措置に関する事。
- (6) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (7) 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病、休業等の統計の作成に関する事。
- (8) 長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止を図るための措置に関する事。
- (9) 教職員の精神的健康の保持増進を図るための措置に関する事。
- (10) その他安全衛生の推進について必要な事。

(産業医の設置)

第10条 法第13条第1項の規定により、職場における労働者の労働環境等の影響による健康障害を防止するため、該当校に産業医を置き、労働衛生に関する知識を有する医師のうちから教育委員会が任命する。

(産業医の職務)

第11条 産業医は、その所属する事業場において、次に掲げる事項のうち医学に関する専門的知識を必要とするものを行う。

- (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関する

- こと。
- (2) 法第六十六条の八第一項、第六十六条の八の二第一項及び第六十六条の八の四第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - (3) 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
 - (4) 作業環境の維持管理に関すること。
 - (5) 作業の管理に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
 - (7) 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
 - (8) 衛生教育に関すること。
 - (9) 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 産業医は、毎月1回以上作業場等を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 産業医は、第1項及び第2項について、校長に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、もしくは助言することができる。

(産業医の権限)

第12条 産業医は、前条第1項に規定する事項を行うため、必要な措置を講ずることができる。

(校長の措置)

第13条 該当校の校長は、教職員の衛生に関し、必要に応じて衛生管理者又は産業医とともに、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(健康診断の実施)

第14条 教育委員会は、教職員の健康管理のため、法第66条第1項及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第15条の規定に基づく健康診断を実施しなければならない。

(教職員の受診義務等)

第15条 教職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、長期療養中の者、産前産後休暇中の者、育児休業中の者及び休職中の者についてはこの限りでない。

2 健康診断の指定日にやむを得ない理由により受診できない教職員は、当該健康診断と同一の検査等を行う他の医師の健康診断をもってこれに代えることができる。この場合において、当該教職員は、教育委員会にその結果を証明する書類その他必要な資料を提出しなければならない。

(健康診断に関する校長の措置)

第16条 校長は、健康診断が実施される場合には、所属する教職員のうちに受診漏れの者を生じないよう措置しなければならない。

(健康診断の結果の事後措置)

第17条 教育委員会は、健康診断の結果、教職員の健康状態に異常を認めるなど必要と判断した場合には、教職員の健康を保持するために必要な措置を講じなければならない。

(医師による面接指導)

第18条 教育委員会は、法第66条の8の規定に基づく医師による面接指導を実施しなければならない。

(面接指導の対象者)

第19条 面接指導の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 1月当たりの時間外在校等時間が80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる教職員で、面接指導を受けることの申出をした者。
- (2) ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者であって、面接指導が必要であると当該検査を行った医師等が認めた教職員で、面接指導を受けることの申出をした者。
- (3) その他、医師等が必要と認めた教職員で、面接指導を受けることの申出をした者。

(八王子市立学校安全衛生推進会議の設置)

第20条 教職員の安全衛生に関する事項について検討するため、教育委員会に八王子市立学校安全衛生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議における検討事項)

第21条 推進会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 教職員の安全及び衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 教職員の安全教育又は衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (6) 法第65条第1項の規定により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (7) 健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (8) 教職員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (9) 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険若しくは健康障害の防止に関すること。
- (10) 長時間にわたる労働による教職員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (11) 教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。

(12) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生上必要と認められる事項。

(推進会議の組織)

第22条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、以下に掲げる者の中から、教育委員会教育長が指名する。

(1) 会長 学校教育部長

(2) 副会長 教職員の中から職員組合の推薦する者1名

(3) 委員

ア 教職員課長

イ 施設管理課長

ウ 指導課長

エ 統括指導主事1名

オ 小学校の校長(校長会の推薦する者)1名

カ 中学校の校長(校長会の推薦する者)1名

キ 小学校の副校長(副校長会の推薦する者)1名

ク 中学校の副校長(副校長会の推薦する者)1名

ケ 教職員の中から職員組合の推薦する者8名

(推進会議の会長)

第23条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第24条 推進会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に副会長及び委員以外の者の出席を求めることができる。

4 前項に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(記録及び保存)

第25条 推進会議で検討した事項は、記録し、保存しなければならない。

2 推進会議の議事の概要については、推進会議の開催の都度、遅滞なく教職員に周知しなければならない

(推進会議の庶務)

第27条 推進会議の庶務は、学校教育部教職員課において処理する。

(衛生委員会の設置)

第28条 法第18条第1項の規定により、教職員の衛生に関する事項を調査審議するた

め、該当校に衛生委員会を置く。

(衛生委員会における調査審議事項)

第29条 衛生委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

(衛生委員会の組織)

第30条 衛生委員会の委員は、該当校に所属する次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 衛生に関し経験を有するもののうちから校長が指名した者

(衛生委員会の委員長)

第31条 衛生委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、前条第2号の委員がその職務を代理する。

(衛生委員会の会議)

第32条 衛生委員会は、委員長が招集し、毎月1回以上開催する。

2 衛生委員会の運営について必要な事項は、委員長が衛生委員会に諮って定める。

(衛生委員会の結果報告)

第33条 委員長は、会議が終了した場合において、調査審議事項のうち重要な事項については、教育長にその結果を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第34条 安全衛生の業務に携わる者は、業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(委任)

第35条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。